

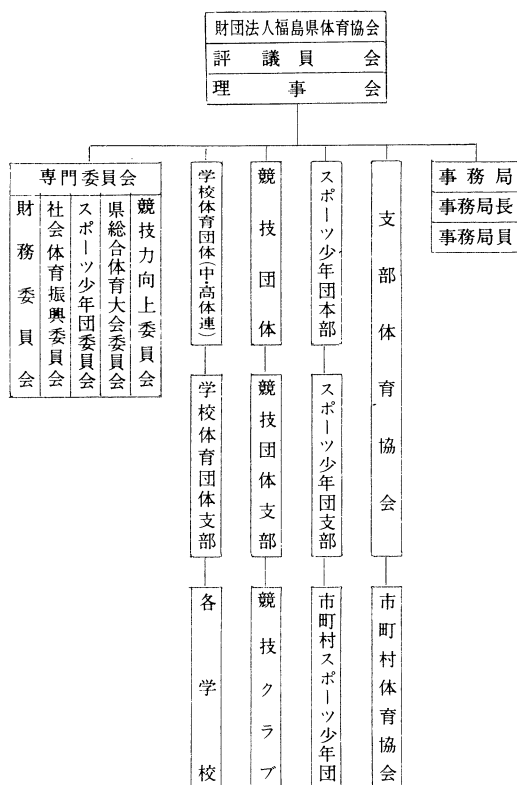
育協会が設立され、従来の競技種目中心のほかに、広く一般市民の体育、スポーツの振興を図るための組織が確立された。またスポーツ少年団も 本来の目的に合致しない団や名のみで実際の活動の乏しかった団を解団させ、スポーツ少年団本来の趣旨にふさわしい内容のものに組織を改めた。

10. 財団法人福島県体育協会の設立

昭和45年5月15日、県体育協会理事会・評議員会において、スポーツの高度化と大衆化の新しい社会情勢に対応するため、組織を改め、財源を確立する方針を決定してから、昭和46年12月3日の財団法人福島県体育協会設立発起人会まで、9度の会議を重ねて、会の寄付行為等を検討し、昭和47年2月19日、県教育委員会の正式認可を受けて発足した。昭和47年2月21日は、県商工会館5階ホールにおいて、関係者100名が出席して、発会式が行なわれた。会の概要は次のとおりである。

(1) 組織・機構について

財団法人福島県体育協会の組織は、次の図のとおりであるが、その特性は、従前の競技力向上を主軸とした組織に、市町村体育協会、スポーツ少年団を加え、全県民の生涯スポーツの推進をはかったことである。



(2) 基本財産の造成計画

同法人の基本財産を4,500万円と定め、この財産の生む果実(利子)によって会の財源の安定をはかり、充実した活動ができるようにした。

募 金 先	金 額	備 考
県費補助金	15,000千円	5,000千円×3ヵ年
加盟競技団体	15,000千円	5,000千円×3ヵ年
市町村会補助	10,000千円	3,000千円×2ヵ年 4,000千円×1ヵ年
一 般 募 金	5,000千円	
計	45,000千円	

(3) 設立当初の役員について

同法人の設立当初の役員は次のとおり決定された。

財団法人福島県体育協会設立当初役員

(アイウエオ順)

会 長(理事)	木村 守江(県スポーツ少年団本部長)
副会長(理事)	海野 篤之(県野球連盟会長) 三本杉国雄(学識経験者) 須藤 仁郎(学識経験者) 鈴木 博(郡山市体育協会会長)
専務理事(理事)	玉川 春雄(県高等学校体育連盟会長) 大木昭一郎(学識経験者) 阿部 信義(原町市体育協会会長) ○内島 良朗(学識経験者) ○大和田弥一(いわき市体育協会会長) 神田久太郎(県柔道連盟会長) 菊池 四郎(県庭球球会会長) ○菊池 哲男(学識経験者) 木ノ戸徳重(県自転車競技連盟会長) 小山 光紀(県漕艇協会会長) 小林七之助(県スキー連盟会長) 佐藤 達也(福島市体育協会会長) ○佐藤 兼介(学識経験者) 志賀 秀正(学識経験者) 鈴木 喜政(県陸上競技協会会長) ○瀬戸 孝一(県馬術連盟・県フェンシング協会会長) ○瀬谷 洋一(県中学校体育連盟会長) ○浜島 崇(県バレーボール協会会長) ○平子 忠(県サッカー協会会長) ○山田 貢(学識経験者) 古川 鉄夫(会津若松市体育協会会長) ○和田 普(学識経験者) 白石 義夫(学識経験者) 植木 二郎(県バスケットボール協会会長) 鈴木 存(学識経験者)

○印は常務理事

11. スポーツ傷害保険

社会体育における事故発生の場合の保障制度として、昭和46年4月よりスポーツ安全協会傷害保険制度が設けられた。下表の資料1の加入者数の総計は全国の第7位である。資料2は「加入団体と加入者数」と「加入者数類別」である。

昭和46年度スポーツ傷害保険加入状況(46.11.30)